

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果
省庁名【法務省】

<p>【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】（要望番号208）</p> <p>【時効撤廃】 まだ逃亡犯がいて、捕まれば死刑、そのまま捕まらなければ自由の身のような状況が社会的に許されているのかという思いが非常に強いので、捜査当局にもいろいろ事情はあると思うが、時効は撤廃してほしい。</p>
<p>【検討結果】</p> <p>下記のとおり法整備を行ったところ。</p>
<p>【参考：関連する現行施策】</p>
<p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 人を死亡させた罪のうち、死刑に当たる罪を公訴時効の対象から除外するとともに、無期の懲役又は禁錮に当たる罪については30年に、長期20年の懲役又は禁錮に当たる罪については20年に、その他の懲役又は禁錮に当たる罪については10年に、それぞれ公訴時効の期間を延長することを内容とする刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律により、人を死亡させた犯罪の公訴時効に関する規定等について法整備を行った。また、この改正については、その施行前に犯した罪であって、その施行の際時効が完成していないものについても適用することとされた。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果
省庁名【法務省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号209、210、212)

【時効の廃止】

科学捜査技術の進歩により、犯人に直結する証拠の長期保存が可能となり、時間の経過を原因とする証拠の散逸が減少し、著しく捜査が困難になることはなくなったことなどから、殺人・傷害致死等重大事件及び強姦等の性犯罪については、時効を廃止すべきである。

【検討結果】

下記のとおり法整備を行ったところ。

なお、公訴時効を廃止する犯罪の範囲を定めるに当たっては、刑事責任の追及に期限を設けず、事案の真相をできる限り明らかにすることが強く要請されるほどの当罰性を備えた、そのような取扱いにふさわしい犯罪について公訴時効を廃止すべきであり、そのような犯罪としては、やはり、人を死亡させた犯罪のうちでも、最も悪質であり最も刑も重い、故意に人を殺害した殺人罪等を中心とした死刑に当たる罪に限るのが相当であると考えられることから、傷害致死罪の公訴時効を廃止することについては慎重な検討が必要。

また、性犯罪については、特に被害者が年少者である場合において、被害申告に困難を伴う場合があるという指摘は傾聴に値するものであると思われるものの、そのような問題は、公訴時効について今回改正を行うべきと考えられる趣旨とは性質の異なる問題であり、御指摘のような問題は、性暴力犯罪に限られるものなのか否か、この種の事案の実態はどのようなものか等について慎重な調査・検討が必要と考えられること等から、別個に検討を行うことが適当ではないかと思われ、今回の法整備の対象とはしなかったもの。もっとも、この問題については、引き続き、多角的な議論を行っていく必要があると認識。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

・ 人を死亡させた罪のうち、死刑に当たる罪を公訴時効の対象から除外するとともに、無期の懲役又は禁錮に当たる罪については30年に、長期20年の懲役又は禁錮に当たる罪については20年に、その他の懲役又は禁錮に当たる罪については10年に、それぞれ公訴時効の期間を延長することを内容とする刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律により、人を死亡させた犯罪の公訴時効に関する規定等について法整備を行った。また、この改正については、その施行前に犯した罪であって、その施行の際時効が完成していないものについても適用することとされた。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果
省庁名【法務省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号211)

【公訴時効の廃止】

公訴時効制度を改正し、凶悪・重大犯罪の公訴時効を廃止してほしい。見直しの対象犯罪として、自動車運転過失致死罪など人を死亡させた罪に加え、後遺症の残る傷害事案の自動車運転過失致傷罪も重大犯罪に加え、公訴時効を廃止してほしい。

【検討結果】

下記のとおり法整備を行ったところであり、自動車運転過失致死罪を含め、人を死亡させた罪が対象とされている。

もともと、公訴時効を廃止する犯罪の範囲を定めるに当たっては、刑事責任の追及に期限を設けず、事案の真相をできる限り明らかにすることが強く要請されるほどの当罰性を備えた、そのような取扱いにふさわしい犯罪について公訴時効を廃止すべきであり、そのような犯罪としては、やはり、人を死亡させた犯罪のうちでも、最も悪質であり最も刑も重い、故意に人を殺害した殺人罪等を中心とした死刑に当たる罪に限るのが相当であると考えられることから、自動車運転過失致死罪の公訴時効を廃止することについては慎重な検討が必要と考えられる。

なお、自動車運転過失致傷罪については、重度の傷害によって回復困難な被害を負う場合もある一方、傷害等が軽微である場合なども含めてその態様は様々であって、人を死亡させた犯罪とは異なり、犯罪類型として一般的に他の犯罪とは質的に異なる法益の回復困難性があるとはまではいえないと考えられ、公訴時効に関して特別の取扱いをする合理的理由は見当たらず、公訴時効を廃止することは困難であると考えられる。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

- ・ 人を死亡させた罪のうち、死刑に当たる罪を公訴時効の対象から除外するとともに、無期の懲役又は禁錮に当たる罪については30年に、長期20年の懲役又は禁錮に当たる罪については20年に、その他の懲役又は禁錮に当たる罪については10年に、それぞれ公訴時効の期間を延長することを内容とする刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律により、人を死亡させた犯罪の公訴時効に関する規定等について法整備を行った。また、この改正については、その施行前に犯した罪であって、その施行の際時効が完成していないものについても適用することとされた。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果
省庁名【法務省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号213)

【性犯罪の時効制度の撤廃】

現行の法制度が規定する性犯罪被害の時効期限は、実際の性犯罪被害者の実情に全くそぐわず、その期限内では、事件被害の心の傷から立ち直り、加害者への制裁行為へ進めない被害者が多い。性犯罪の時効を撤廃してほしい。

【検討結果】

性犯罪については、特に被害者が年少者である場合において、被害申告に困難を伴う場合があるという指摘は傾聴に値するものであると思われるものの、そのような問題は、公訴時効について今回改正を行うべきと考えられる趣旨とは性質の異なる問題であり、御指摘のような問題は、性暴力犯罪に限られるものなのか否か、この種の事案の実態はどのようなものか等について慎重な調査・検討が必要と考えられること等から、別個に検討を行うことが適当ではないかと思われ、今回の法整備の対象とはしなかったもの。もっとも、この問題については、引き続き、多角的な議論を行っていく必要があると認識している。

なお、下記の法整備により、強制わいせつ致死罪・強姦致死罪・集団強姦致死罪については、公訴時効期間が15年から30年に延長されている。

【参考：関連する現行施策】

【備考】

- ・ 人を死亡させた罪のうち、死刑に当たる罪を公訴時効の対象から除外するとともに、無期の懲役又は禁錮に当たる罪については30年に、長期20年の懲役又は禁錮に当たる罪については20年に、その他の懲役又は禁錮に当たる罪については10年に、それぞれ公訴時効の期間を延長することを内容とする刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律により、人を死亡させた犯罪の公訴時効に関する規定等について法整備を行った。また、この改正については、その施行前に犯した罪であって、その施行の際時効が完成していないものについても適用することとされた。